

## 奈良県告示第九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次とおり歳入の徵収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 徵収を委託した歳入

万葉文化館に係る図録等売扱代金

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 奈良県立万葉文化館友の会

所在地 高市郡明日香村飛鳥一〇番地

### 三 委託事務の取扱期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで